

平成26年度における四国地区の下請法の運用状況等について

平成27年6月16日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所四国支所

第1 下請法の運用状況

1 書面調査の実施状況（第1表参照）

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的に書面調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めてきている。

書面調査は、近畿中国四国事務所四国支所（以下「四国支所」という。）管内（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県）に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者1,013名（製造委託等^{（注1）}721名、役務委託等^{（注2）}292名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者4,836名（製造委託等3,692名、役務委託等1,144名）を対象に実施した。

（注1） 製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2） 情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 書面調査の実施状況

区 分 年 度	親事業者調査（名）		下請事業者調査（名）	
	全国	四国	全国	四国
平成26年度	38,982	1,013	213,690	4,836
製造委託等	25,935	721	152,504	3,692
役務委託等	13,047	292	61,186	1,144
平成25年度	38,974	1,068	214,044	4,903
製造委託等	26,217	772	148,332	3,499
役務委託等	12,757	296	65,712	1,404
平成24年度	38,781	968	214,042	4,526
製造委託等	23,656	588	146,267	3,131
役務委託等	15,125	380	67,775	1,395

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は198件（製造委託等140件、役務委託等58件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが197件（製造委託等139件、役務委託等58件）、下請事業者からの申告によるものが1件（製造委託等）である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件を処理した件数は198件（製造委託等140件、役務委託等58件）であり、このうち187件（製造委託等132件、役務委託等55件）について指導を行った。指導を行った主な事件の概要は、別紙のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区 分 年 度		新規着手件数				処理件数					
		書面調査	申告	中小企業 庁長官から の措置 請求	計	措置			不問	計	
						勧告 ^(注)	指導 ^(注)	小計			
平成26年度	全国	5,723	83	1	5,807	7	5,461	5,468	376	5,844	
	四国	197	1	0	198	0	187	187	11	198	
	製造委託等	全国	4,074	62	1	4,137	7	3,904	3,911	250	4,161
		四国	139	1	0	140	0	132	132	8	140
	役務委託等	全国	1,649	21	0	1,670	0	1,557	1,557	126	1,683
		四国	58	0	0	58	0	55	55	3	58
平成25年度	全国	5,418	59	1	5,478	10	4,949	4,959	466	5,425	
	四国	95	1	0	96	1	92	93	5	98	
	製造委託等	全国	3,631	37	1	3,669	8	3,339	3,347	293	3,640
		四国	55	1	0	56	0	54	54	3	57
	役務委託等	全国	1,787	22	0	1,809	2	1,610	1,612	173	1,785
		四国	40	0	0	40	1	38	39	2	41
平成24年度	全国	4,819	50	1	4,870	16	4,550	4,566	316	4,882	
	四国	151	0	0	151	0	143	143	9	152	
	製造委託等	全国	3,579	39	1	3,619	16	3,430	3,446	180	3,626
		四国	113	0	0	113	0	107	107	7	114
	役務委託等	全国	1,240	11	0	1,251	0	1,120	1,120	136	1,256
		四国	38	0	0	38	0	36	36	2	38

(注) 勧告又は指導を行った事件の中には、製造委託等及び役務委託等との双方において違反行為が認められたものがあるが、本表においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 指導を行った事件における下請法違反行為を類型別にみると、延べ合計で255件となっており、このうち、製造委託等に係るものが172件、役務委託等に係るものが83件となっている。

イ 発注書面の交付義務違反等を定めた手続規定に係る違反（下請法第3条又は第5条違反）は191件（類型別件数の延べ合計の74.9%）となっており、このうち、製造委託等に係るものが138件、役務委託等に係るものが53件となっている。

ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定に係る違反（下請法第4条違反）は64件（類型別件数の延べ合計の25.1%）であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が42件（実体規定違反に係る類型別件数の延べ合計の65.6%）、②下請代金の減額及び割引困難な手形の交付がそれぞれ8件（同12.5%）等となっている。

(7) 製造委託等に係る実体規定違反は34件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が18件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の延べ合計の52.9%）、②割引困難な手形の交付が7件（同20.6%）等となっている。

(1) 役務委託等に係る実体規定違反は30件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が24件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の延べ合計の80.0%）、②下請代金の減額が4件（同13.3%）等となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

区分 年度	手続規定			実体規定											合計			
	書面交 付義務	書類保 存義務	小計	受領 拒否	支払 遅延	減額	返品	買い たたき	購入等 強制	早期 決済	割戻困 難手形	利益提 供要請	やり 直し等	報復 措置		小計		
平成26年度	全国	4,067	484	4,551	32	2,843	383	15	735	46	60	253	135	27	0	4,529	9,080	
	四国	178	13	191	0	42	8	0	4	0	2	8	0	0	0	64	255	
	製造委託等	全国	3,020	353	3,373	29	1,880	317	15	609	35	59	241	123	17	0	3,325	6,698
		四国	127	11	138	0	18	4	0	3	0	2	7	0	0	0	34	172
	役務委託等	全国	1,047	131	1,178	3	963	66	0	126	11	1	12	12	10	0	1,204	2,382
		四国	51	2	53	0	24	4	0	1	0	0	1	0	0	0	30	83
平成25年度	全国	4,186	939	5,125	42	1,488	228	20	86	60	44	208	29	45	0	2,250	7,375	
	四国	82	20	102	0	19	2	0	0	1	1	4	0	0	0	27	129	
	製造委託等	全国	2,879	607	3,486	31	886	182	20	65	32	42	190	26	25	0	1,499	4,985
		四国	49	12	61	0	5	1	0	0	1	1	4	0	0	0	12	73
	役務委託等	全国	1,307	332	1,639	11	602	46	0	21	28	2	18	3	20	0	751	2,390
		四国	33	8	41	0	14	1	0	0	0	0	0	0	0	0	15	56
平成24年度	全国	3,987	824	4,811	61	1,250	284	44	98	72	56	246	57	50	0	2,218	7,029	
	四国	134	24	158	0	23	6	0	1	0	2	3	3	1	0	39	197	
	製造委託等	全国	3,069	596	3,665	49	804	234	40	86	51	55	233	54	38	0	1,644	5,309
		四国	101	17	118	0	11	6	0	1	0	2	3	3	1	0	27	145
	役務委託等	全国	918	228	1,146	12	446	50	4	12	21	1	13	3	12	0	574	1,720
		四国	33	7	40	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	52

(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数(「勧告」及び「指導」の合計件数)とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成26年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者23名から、下請事業者261名に対し、下請代金の減額分の返還等として、総額203万円相当の原状回復が行われた。

(注) 下表中の金額は1万円未満を切り捨てているため、総額と各表記載の額の合計額とは一致しない。

ア 下請代金の減額事件においては、親事業者は、下請事業者42名に対し、90万円を返還した(第4表参照)。

第4表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

年度	項目	返還を行った親事業者数	返還を受けた下請事業者数	返還の年度総額
平成26年度	全国	108名	2,253名	4億499万円
	四国	5名	42名	90万円
平成25年度	全国	127名	3,777名	5億4558万円
	四国	3名	36名	2520万円
平成24年度	全国	120名	6,540名	39億5548万円
	四国	5名	179名	73万円

イ 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者は、下請事業者 204 名に対し、111 万円の遅延利息を支払った（第 5 表参照）。

第 5 表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年 度	項 目	支払を行った 親事業者数	支払を受けた 下請事業者数	支払の年度総額
	四国	16 名	204 名	111 万円
平成 25 年度	全国	110 名	1,765 名	1 億 1107 万円
	四国	0 名	0 名	0 万円
平成 24 年度	全国	98 名	2,887 名	14 億 7296 万円
	四国	2 名	2 名	1 万円

ウ 有償支給原材料等の対価の早期決済事件においては、親事業者は、下請事業者 15 名に対し、0 万円を返還した（第 6 表参照）。

（注） 返還金額が 1 万円未満のため、「0 万円」としている。

第 6 表 有償支給原材料等の対価の早期決済事件における早期決済分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った 親事業者数	返還を受けた 下請事業者数	返還の年度総額
	四国	2 名	15 名	0 万円

第 2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施しているところ、平成 26 年度の四国支所における実施状況は次のとおりである。

1 下請法に係る講習会

(1) 下請法基礎講習会

公正取引委員会は、企業のコンプライアンス意識の高まりや、下請取引適正化推進講習会の参加者からの初心者向けの講習を受けたいとの要望等を踏まえ、親事業者を対象として、下請法の基礎的な説明を行う「下請法基礎講習会」を実施している。

平成 26 年度においては、四国支所では、当該講習会を 4 県 10 会場で実施した。

(2) 下請取引適正化推進講習会

公正取引委員会は、下請法の普及・啓発を図るため、毎年 11 月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を実施している。

平成 26 年度においては、四国地区では、四国経済産業局と共同して、当該講習会を 4 県 4 会場（うち公正取引委員会主催分 2 県 2 会場）で実施した。

2 下請法等に係る相談等

(1) 相談

公正取引委員会は、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けており、平成 26 年度においては、四国支所では、111 件の相談（下請法に係る相談 97 件、優越的地位の濫用規制に係る相談 14 件）に対応した。

(2) 公取委による中小事業者のための移動相談会

下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、全国の当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出向いて、下請法等について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「公取委による中小事業者のための移動相談会」を実施している。

平成26年度においては、四国支所では、当該相談会を1県1か所で開催した。

3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の的確な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している（平成27年3月末時点における四国支所管内の下請取引等改善協力委員は10名）。

平成26年度においては、四国支所では、7月から9月にかけて下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。寄せられた主な意見の概要については下記リンク先の別紙3のとおりである。

http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h26/oct/141029_1.files/261029.pdf

平成26年度における主な指導事件

1 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

業種 ^(注)	概要
技術サービス業	図面作成、測量等の建設コンサルタント業務を下請事業者に委託しているA社は、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領してから60日以内に下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、下請事業者から提出される請求書の受領日を締切りの基準として、「毎月20日締切り、翌月25日支払」の支払制度を採っているため、受領した一部の情報成果物の下請代金については、最長42日の支払遅延が生じることとなった。
生産用機械器具製造業	医薬品製造設備の製作を下請事業者に委託しているB社は、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領してから60日以内に下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、「毎月20日検収締切、翌月末日支払」の支払制度を採っているため、受領した一部の製品の下請代金については、最長11日の支払遅延が生じることとなった。
その他の事業サービス業	消防用設備の保守点検を下請事業者に委託しているC社は、下請事業者が役務を提供しているにもかかわらず、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

(注)「業種」は、日本標準産業分類中分類による。以下同じ。

2 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

業種	概要
生産用機械器具製造業	包装用機械の部品の加工を下請事業者に委託しているD社は、当月分の下請代金の額に対する値引き要請に応じた下請事業者に対し、「協力値引き」として、当月分の下請代金の額に一定率を乗じて得た額又はD社と下請事業者との間で個別に取り決めた額を下請代金の額から減じていた。
飲食料品小売業	プライベート・ブランド商品の製造を下請事業者に委託しているE社は、電子受発注システムを利用して発注しており、新商品を発注した場合には当該システムに当該商品の情報を登録しているところ、下請事業者に対し、「新商品登録手数料」として、前々月の新商品の登録個数に一定額を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。また、同社は、下請事業者の責任で商品に内容量、成分等が記載されたラベルが貼付されていなかったなどの理由により発注した商品を販売することができなかった場合には、下請事業者に対し、「商品事故売掛金」として、商品の仕入価格に相当する額に対象個数を乗じて得た額を超える額を下請代金の額から減じていた。

3 買ったたき（第4条第1項第5号）

業種	概要
はん用機械器具製造業	ボイラー等を構成する部品の製造の一部を下請事業者に委託しているF社は、下請代金の額を定めずに発注し、納品された後に下請事業者と価格交渉を行い下請代金の額を定めていた。

4 有償支給原材料等の対価の早期決済（第4条第2項第1号）

業種	概要
電気機械器具製造業	配電盤、操作盤、制御盤等の製作に必要な板金、塗装及び組立配線作業の一部を下請事業者に委託しているG社は、下請事業者に対し、有償で資材及び部品を支給しているが、当該資材及び部品の対価について、当該資材及び部品を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から控除していた。

5 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）

業種	概要
金属製品製造業	シール製品の加工、化学工業用機械部品等の製造、船舶の製造等の一部を下請事業者に委託しているH社は、一部の下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える（135日）手形を交付していた。